

平成20年3月28日

社団法人日本玩具協会会長 殿

経済産業省製造産業局日用品室長
商務情報政策局製品安全課長



「携帯用レーザー応用装置」を使用する玩具について

本年3月11日、国民生活センターからPSC表示のない「携帯用レーザー応用装置」5製品（別紙参照）が当省に持ち込まれました。独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)が消費生活用製品安全法に定める技術基準について試験を行ったところ、全製品に技術基準不適合（レーザー光が強いために目を傷つけるおそれのあること等）が認められました。（別添参照）

5製品は全て輸入品であります。うち3製品は何れも玩具にレーザー装置が付いているものであります。

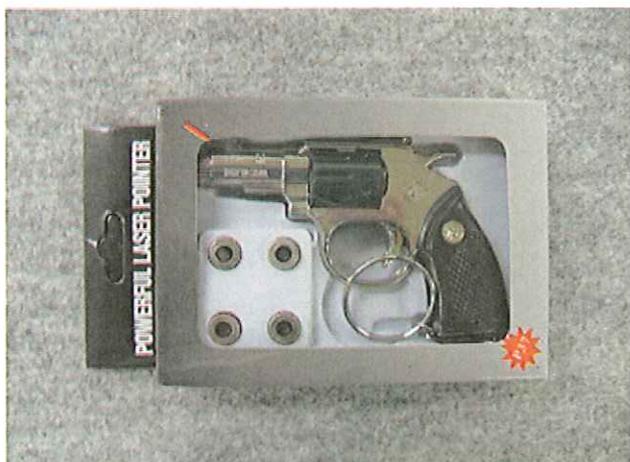
ご承知のとおり、これらの「携帯用レーザー応用装置」は、消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定され、事前規制の対象となっており、安全基準を満たした製品のみ、製造・輸入・販売できることとなっています。

今回、技術基準不適合が認められた玩具製品を輸入・販売していた事業者は、貴協会の会員ではありませんが、玩具市場において現に消費生活用製品安全法違反品が流通していたことを踏まえ、消費者の生命及び身体を守る観点から、貴協会として、会員に対し、周知徹底を図るとともに、「携帯用レーザー応用装置」を使用した玩具を取り扱っている会員に対し、販売に当たってはPSC表示のあるものを扱っているか、製造・輸入に当たっては消費生活用製品安全法に基づく届出を行い、第三者認証により技術基準適合を確認しているか、などの消費生活用製品安全法の遵守について、あらためて点検を要請いただき、取りまとめの上報告していただきますようお願いいたします。

AIRSOFT GUN P388A-B



P37 POWERFUL LASER POINTER



弾丸レーザーポインター



携帯用レーザー応用装置の基準適合試験結果(製品評価技術基盤機構)

基準	製品名	AIRSOFT GUN P388A-B (中国製)	P37 POWERFUL LASER POINTER (中国製)	弾丸レーザーポイン ター (中国製)	LASER CARD WITH 2 LED LIGHTS (中国製)	エアガン P.718F (中国製との表記有 り)
レーザー光の強さ ※1 ※2						
クラス1(0.0123mW未満であること)		5.62mW (x)	4.86mW (x)			6.92mW (x)
クラス2(1.0mW未満であること)				3.15mW (x)	2.56mW (x)	
全長(8cm以上であること)		※3	※3	6.5cm (x)	8.8cm (O)	※3
質量(40g以上であること)		※3	※3	33g (x)	27g (x)	※3
使用する電池の形状(単3形~単5形)		※3	※3	ボタン電池(x)	ボタン電池(x)	※3
使用する電池の数(2個以上であること)		※3	※3	2個(O)	2個(O)	※3
通電状態を確認できる機能を有すること		※3	※3	無(x)	無(x)	※3
出力安定化回路を有すること		無(x)	無(x)	無(x)	無(x)	無(x)
通電状態を維持する機能が無いこと		有(x)	無(O)	無(O)	無(O)	有(x)
事業者名・検査機関名を表示すること		無(x)	無(x)	無(x)	無(x)	無(x)
使用上の警告を表示すること		無(x)	無(x)	無(x)	無(x)	無(x)

※1 玩具はクラス1でなければなりません。それ以外はクラス2以下でなければなりません。

※2 各製品1試料の試験結果のため、各製品の標準値ではありません。

※3 外形上玩具として使用されることが明らかでないため、当該基準の適用はありません。